

I 2017年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2017年度大学評価結果総評】

法学研究科は、2015年度入試改革、2017年度からのコースワーク・リサーチワークが導入された新カリキュラム実施と、現在改革のプロセスの只中に置かれており、関係者の努力を高く評価すると共に、この努力の継続を期待したい。一方で、2016年度における現状の課題等に対する取り組み状況の評価にあるように、研究科の定員充足率と質保証体制については今後の継続した努力と改善が望まれる。定員充足については、全学的にもその問題が指摘されているところであり、多くの研究科で取り組みがなされている。一部の研究科においてはその成果が現れているところもあり、それらの成功例を参考にしつつ、引き続き改善に向けた努力がなされることが望まれる。また、質保証体制については、教授会とは独立した質保証委員会を立ち上げ、PDCAサイクルを機能させる努力が望まれる。質保証体制を確保することは、2017年に実施された新カリキュラム等の検証や、今後の研究科にとって多くの取り組みにも資するところでもあり、改善に向けての議論が高まることを期待したい。

【2017年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】（～400字程度まで）

2017年度よりコースワーク・リサーチワークの導入や単位制導入などを盛り込んだ新カリキュラムが無事実施されるに至った。今後は、カリキュラム委員会を改組して発足したFDカリキュラム委員会（2018年度より）の下、新カリキュラムの成果を検証しつつ、FDの観点からも必要に応じてさらなる改革を検討していくこととする。

定員充足率については、2018年度入試における修士課程の受験者数は微減であるものの、合格者数はほぼ半減した。受験者の多くを外国人が占めているものの、それら外国人の受験者を十分に取り込めていない現状がある。今後は、入試制度の改革等について検討したい。

質保証体制については、これまでの体制をあらため、2017年度より教授会から独立した質保証委員会を立ち上げた（委員3名）。今後、新たに発足した質保証委員会により、新カリキュラム等の検証がなされることになる。

【2017年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

法学研究科は、2017年度にコースワーク・リサーチワークの導入や単位制導入などを盛り込んだ新カリキュラムが実施に至り、さらに2018年度は、カリキュラム委員会を改組し、FDカリキュラム委員会が発足され、FD体制が整備された点は、高く評価できる。新たに発足した同委員会のもと、さらなる改革が推進されることを期待したい。定員充足率については、2018年度入試における修士課程の受験者数は微減し、合格者数はほぼ半減したことは残念であるが、博士課程後期においては、改善傾向を示していることは評価できる。法学研究科は、受験者の多くを外国人が占めているが、外国人の受験者を十分に取り込めていない現状があるので、入試制度の改革等が望まれる。また、これまでの体制を改善し、2017年度より教授会から独立した委員3名の質保証委員会が組織されたことは高く評価できる。この質保証委員会により、新カリキュラム等の検証がなされ、PDCAサイクルを基盤とした機能的な研究科運営が行われることを期待したい。

II 自己点検・評価

1 理念・目的

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

【理念・目的】

法学研究科は、法科大学院の設置以前は司法試験受験生のための受皿としての役割も果たしてきたが、司法制度改革をはじめとして日本の法をめぐる環境が大きな転換期を迎えた状況の中で、第一次的には研究者養成を目的とし、法律実務家及び研究者をめざす海外留学生の受皿としての役割を担いつつ、特化した分野における法的思考を探究したいジャーナリストなどの高度職業人（法曹を含む。）の新たな社会需要にも応え得る時代の先端を行く高度で多様な研究を行い、そこでの教育と研究の成果を社会に還元することを目的としている。

【人材の育成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】（教育目標）※大学院学則別表（ ）

法学研究科では、以下に示すような人材を育成する。

< 修士課程 >

1. 現代社会における多様な問題を法的に分析し、妥当な解決策を求めることができる研究能力を備えた人材。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

2. 広い視野で解決策を見出すために求められる比較法的な知識を備えた人材。 3. 研究で培った自己の知識や能力を国内外の社会に還元することができる人材。	
＜博士後期課程＞ 修士課程の1から3に加え、	
4. 研究者として自立し、現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある研究を継続することができる人材。	
①研究科（専攻）として目指すべき方向性等を明らかにした理念・目的が設定されていますか	はい いいえ
②研究科（専攻）の理念・目的は大学の理念・目的を踏まえて設定されていますか。	はい いいえ
③理念・目的の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。	
（～400字程度まで）※検証を行う組織（教授会や各種委員会等）や検証の時期等、具体的な検証プロセスを記入。 2017年度まではカリキュラム委員会で、2018年度以降はFDカリキュラム委員会（2018年度にカリキュラム委員会を改組）で検討した結果を踏まえ、研究科教授会で検証している。	
1.2 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	
①研究科（専攻）の理念・目的は学則又はこれに準ずる規則等に明示していますか。	はい いいえ
②どのように理念・目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していますか	
（～400字程度まで）※具体的な周知・公表方法を記入。 大学院入学案内や大学院ホームページにおいて、理念・目的を公表・周知している。	

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
<ul style="list-style-type: none"> ・大学憲章に基づいて策定されている法政大学の3つミッションに則った理念、目的が設定されている。 ・理念・目的の検証を多角的な視点から実施できる体制が整えられている。 	1.1①、1.1② 1.1③

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科は、「第一次的には研究者養成を目的とし、法律実務家及び研究者をめざす海外留学生の受皿としての役割を担いつつ、高度職業人の新たな社会需要にも応え得る時代の先端に行く高度で多様な研究を行い、そこでの教育と研究の成果を社会に還元するとする。」とした目指すべき方向性を明確にした理念・目的が設定されている。また、この理念・目的は大学の理念・目的を踏まえて設定されている。一方、理念・目的の適切性の検証は、FDカリキュラム委員会における検討結果を踏まえ、また、法政大学の3ミッションに則った理念・目的が設定され、検証を多角的な視点から実施できる体制が整えられている。研究科の理念・目的は学則に明示され、大学院入学案内や大学院ホームページ等で公表・周知されており適切である。

2 内部質保証

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 内部質保証システム（質保証委員会）を適切に機能させているか。	
①質保証委員会は適切に活動していますか。	はい いいえ
【2017年度質保証委員会の構成、開催日、議題等】 ※箇条書きで記入。 <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度より教授会から独立した質保証委員会を立ち上げた（委員3名）。2017年度は藤本教授を委員長として、質保証に関する審議を行った。 ・2018年2月26日（月）法学部資料室 議題：法学研究科としての年度末報告に対する点検・評価 ・2018年3月12日（月）法学部資料室 	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
教授会から独立した質保証委員会によって検証がなされる体制が整備されている。	2.1①

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

2017年度より法学研究科質保証委員会を立ち上げ、委員3人からなる質保証に関する審議(2018年2月26日および3月12日)が行われている。また、質保証委員会は教授会から独立した形態になっており、検証体制が整備されている。新たに立ち上げた同委員会により、研究科のPDCAサイクルが機能し、効率的な運営がなされることを期待したい。

3 教育課程・学習成果

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

3.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	
<p>【学位授与方針】</p> <p><修士課程></p> <p>所定の単位の修得により、以下に示す水準に達した学生に対して「修士(法学)」を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法律学分野に関する高度な専門的知識を修得した学生。 2. 現代社会における多様な問題を的確に分析し、説得力のある法的議論を展開する能力を修得した学生。 3. 先行研究、外国文献等の必要な資料を渉猟し、学術的な意義のある論文・リサーチペーパーを作成するための基礎的な研究能力を修得した学生。 4. 所定の年限に修士(法学)に値する論文・リサーチペーパーを作成した学生。 <p><博士後期課程></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究者として自立するに足る高度な研究能力を修得した学生。 2. 比較法を含む先端レベルの法律知識を修得した学生。 3. 所定の年限に現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある博士論文を作成した学生。 	

①研究科(専攻)として修得すべき学習成果、その達成のための諸要件(修了要件)を明示した学位授与方針を設定していますか。

はい いいえ

3.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

<p>【教育課程の編成・実施方針】</p> <p><修士課程></p> <p><input type="checkbox"/> コースワーク科目・リサーチワーク科目</p> <p>コースワーク科目として、法律学原典研究と特殊講義の科目群がある。法律学原典研究は、法律学に関する外国文献の講読を通して、法律学の研究に必要な外国文献の読み方・理解の仕方などを学び、併せて翻訳の技法を身につけることを目的とする。特殊講義は、各分野の基礎を確認した上で専門知識を体系的に身につけることを目的とする。</p> <p>リサーチワーク科目として、演習と論文指導を開講する。演習では、学生の興味関心や研究上の必要に沿ってテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図ることを目的とする。論文指導は、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教授が論文の完成に向けて段階的な指導を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> コース制</p> <p>ガイドラインとしてのコース制を設け、3つのコースを提示している。</p> <p>①研究者養成コース：履修を推奨する科目を指定せず、学生の研究テーマや目指す研究者像に沿って自主的な科目の選択を促す。</p>	
---	--

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

<p>②高度職業人養成コース：業種ごとに履修モデルを示す。</p> <p>③特定課題研究コース：①研究者養成コース、②高度職業人養成コース以外で、特定の課題についての研究を目指す学生を対象に、履修を推奨する科目を指定せず、指導教員の指導に基づく履修科目の選択を促す。</p> <p>＜博士後期課程＞</p> <p>コースワークとして特殊研究を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得することを目的としている。</p> <p>リサーチワークとして、特研演習を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行う。</p>	
①学生に期待する学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成・実施方針を設定していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
②教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>【根拠資料】 ※冊子名称やホームページURL等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院入学案内 ・大学ウェブサイト (http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/kyoiku_katei/daigaku_in.html#04 など) 	
③教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。	S <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>(～400字程度まで) ※検証を行う組織(教授会や各種委員会等)や検証の時期等、検証プロセスを記入。</p> <p>FDカリキュラム委員会において見直し、その結果を研究科教授会で検討し、質保証委員会で検証している。</p> <p>【2017年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度より、質保証委員会は、教授会から独立した委員会として改組された。 ・2018年度より、カリキュラム委員会を改組し、FDカリキュラム委員会を新たに設置した。これにより多角的な視点から検証できる体制を整えた。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学研究科教授会議事録 	
<p>3.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p>	
①修士課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。	S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>(～400字程度まで) ※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コースワーク科目として「法律学原典研究」と「特殊講義」の科目群を設け、外国法研究能力の向上と各専門分野の基礎の確認・専門知識の獲得等を図っている。 ・リサーチワーク科目として、「演習」と「論文指導」を開講している。演習では、学生の興味関心や研究上の必要に沿ってテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図っている。 ・論文指導は、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教員が論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。 ・各科目の履修に関しては、指導教員が個別に指導を行うほか、ガイドライン型のコース制を提示することにより、学生の参考となる履修モデルを示している。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
②博士後期課程において授業科目を単位化し、修了要件としていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>【根拠資料】 ※「はい」を選択した場合に単位化及び修了要件として設定されていることが確認できる資料を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・大学院講義概要(シラバス) 	
③博士後期課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。	S <input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>(～400字程度まで) ※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コースワーク科目として「特殊研究」を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得するための教育を行っている。 ・リサーチワーク科目として「特研演習」を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

・特になし	
④専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>(～400字程度まで) ※学生に提供されている専門分野の高度化に対応した教育に関し、どのような教育内容が提供されているか概要を記入。</p> <p>専門分野の高度化に対応した教育内容を提供することは、担当教員の責務である。学会・研究会への参加、国内外の研究・研修などを通じて、担当教員自身が専門分野の高度化に対応し、担当科目における授業内容や院生の個別指導に還元するよう努めている。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・大学院講義概要（シラバス） ・Web シラバス 	
⑤大学院教育のグローバル化推進のための取り組みをしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> S A B
<p>(～400字程度まで) ※大学院教育のグローバル化推進のために行っている取り組みの概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国から留学生を受け入れるべく、外国人入試の充実化を図るとともに、在校生には留学を推奨している。 ・カリキュラムにおいては、外国書講読(「法律学原典講読」)を開講することにより、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。 ・研究上必要なツールとして、外国法検索データベースの LexisNexis や Juris などを導入しており、適宜、それらのガイダンスを実施するなどして、技術習得の支援も行っている。 ・外国人専門家を招聘して講演会を開催する際には、院生にも参加を呼びかけている。 	
<p>【2017年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <p>外国人留学生への支援の充実に関しては、入学試験のあり方、日本語の法学文献を輪読する科目の設置等について、FDカリキュラム委員会において具体策の検討に着手した。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
3.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	
①学生の履修指導を適切に行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>【履修指導の体制および方法】 ※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学研究科では院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。 ・ガイドライン型のコース制のひとつである「高度職業人養成コース」においては、業種ごとに履修モデルを示している。 	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・大学院講義概要（シラバス） ・Web シラバス 	
②研究科（専攻）として研究指導計画を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>【研究指導計画の明示方法】 ※箇条書きで記入（ここでいう「研究指導計画」とは、個別教員の研究指導計画を指すのではなく、研究科としての研究指導を指す（学位取得までのロードマップの明示等））。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスを作成・配布し、各科目の年間指導計画を研究科教職員及び院生全体で共有できるようにしている。 ・ガイドライン型のコース制を提示しており、特に「高度職業人養成コース」においては、業種ごとの履修モデルを提示している。 ・新入生オリエンテーションに際して、研究科長より、修了要件について大学院要項・大学院講義概要（シラバス）の記載ページを確認しながら一般的に指導を行うほか、特に修士課程に関しては、学位論文のテーマ決め時期等についても説明をすることで、学位取得までのおおまかな流れを把握してもらえるよう努めている。 	
<p>【根拠資料】 ※研究指導計画が掲載された文書・冊子等の名称を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・大学院講義概要（シラバス） ・Web シラバス 	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

③研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>(～400字程度まで) ※組織的な研究指導、学位論文指導の概要を記入。</p> <p>個々の大学院生に対する学位論文指導については、指導教員によるリサーチワーク科目における指導を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組も行っている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院要項 ・大学院講義概要（シラバス） ・Web シラバス 	
④シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>【検証体制および方法】 ※箇条書きで記入（取組例：執行部（〇〇委員会）による全シラバスチェック等）。</p> <p>・法学研究科では、FDカリキュラム委員会において、シラバスの適切な作成について議論をし、適切な作成がなされているか検証する必要があるとの結論に至った場合、その旨が研究科教授会に報告され、これを受けて、研究科教授会にて検証することとなっている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
⑤授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>【検証体制および方法】 ※箇条書きで記入（取組例：後シラバスの作成、相互授業参観、アンケート等）。</p> <p>・法学研究科では、シラバス作成と同様、FDカリキュラム委員会において必要と判断された場合、研究科教授会において検証することとなっている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
3.5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	
①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>【確認体制および方法】 ※箇条書きで記入。</p> <p>・法学研究科では、シラバスに成績評価方法を明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。適切性を確認する必要があると認められる場合には、FDカリキュラム委員会や研究科教授会が開催され、検討・確認がなされている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
②学位論文審査基準を明らかにし、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>【学位論文審査基準の明示方法】 ※箇条書きで記入。</p> <p>・2017年度に「リサーチ・ペーパー」含めた法学研究科の学位審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開している。</p> <p>【根拠資料】 ※学位論文審査基準にあたる文書の名称を記入。また、冊子等に掲載し公表している場合にはその名称を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
③学位授与状況（学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等）を把握していますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
<p>【データの把握主体・把握方法・データの種類等】 ※箇条書きで記入。</p> <p>・研究科教授会にて、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供に基づき、各年度の学位取得者の増減が示される。これらを通して、学位授与者数や学位取得年限等も把握している。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
④学位の水準を保つための取り組みを行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/>
<p>(～400字程度まで) ※取り組み概要を記入。</p> <p>法学研究科では、学位論文審査を論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、学位授与の可否が判定されている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

・特になし	
⑤学位授与に係る責任体制及び手続を明らかにし、適切な学位の授与が行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>【修士】（～400字程度まで）※責任体制および手続等の概要を記入。</p> <p>修士の学位授与に関しては、法政大学学位規則（規定第105号）11条1項が、「修士論文の審査及び最終試験は、それぞれの研究科教授会（又は、専攻会議）が行い、課程修了者の可否は、研究科長会議の議を経て総長が決定する。」と規定しており、法学研究科もこれを前提に審査等を行っている。</p> <p>すなわち、研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名を選出し（うち1名に必ず研究科長（専攻主任）又は専攻副主任が入ることにより、全体としての審査の整合性・公正性を担保している）、この3名に論文審査、口述審査及び合否判定を行わせている。判定結果については主査が後に研究科教授会に報告をし、研究科教授会として最終的にこれを審議・承認するという体制をとっている。</p>	
<p>【博士】（～400字程度まで）※責任体制および手続等の概要を記入。ただし、博士については、学位規則のとおりに行われている場合には概要の記入は不要とし、「学位規則のとおり」と記入。</p> <p>学位規則どおり。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・法政大学学位規則（規定第105号）</p>	
⑥学生の就職・進学状況を研究科（専攻）単位で把握していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>【データの把握主体・把握方法・データの種類の種類等】 ※箇条書きで記入。</p> <p>・学籍異動の状況は、研究科教授会にて審議事項とされている。</p> <p>・研究科教授会では、各指導教員からの情報提供もなされている。</p> <p>・修了生は、各自の状況をキャリアセンターに報告することとされている。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし</p>	
3.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	
①分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>（～400字程度まで）※取り組みの概要を記入。</p> <p>法学研究科では、学野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名のうち、少なくとも1名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし</p>	
②具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>（～400字程度まで）※取り組みの概要を記入（取り組み例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等）。</p> <p>法学研究科では、学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、学位授与について審議がなされる。</p>	
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>・特になし</p>	
3.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みも行っているか。	
①学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
<p>（～400字程度まで）※検証体制および方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。</p> <p>通常は年度末に1度、修論審査結果報告の際に研究科教授会にてメンバー全員が情報を共有するとともに、報告内容に関して、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証をおこなっている。</p>	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
②学生による授業改善アンケート結果を組織的に利用していますか。	S A B
(～400字程度まで) ※取り組みの概要を記入。 研究科教授会において、年度末に1回、「学生による授業改善アンケート」の結果を共有し、検討を行っている。アンケートの結果をふまえ、授業における院生の取組や習熟度、学位論文執筆状況などの情報も共有しながら、改善の必要性の有無及び具体的な方策を審議している。	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
<ul style="list-style-type: none"> ・法学研究科の目標設定等については、教授会から独立した委員会として質保証委員会が組織されており、教員相互の検証が可能な仕組みが整備されている。 ・2018年度より新たに設置されたFDカリキュラム委員会において、FDやカリキュラムを一体として検証ができる仕組みを整えたことにより、法学研究科の目標設定等について多角的に検証できる仕組みと整えている。 ・法学研究科の修士課程では、ガイドライン型のコース制を提示しており、学生の自主性を尊重しながらも、将来のキャリア形成に資する科目履修等の案内がなされている。 	3.2③ 3.4②

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

①方針の設定に関すること (3.1～3.2)

<p>法学研究科修士課程では、4項目の修得すべき学習成果、その達成のための要件が明示された学位授与方針が設定されており適切である。また、教育課程の編成・実施方針については、コースワーク科目・リサーチワーク科目の設置、ガイドラインとしての3つのコースが提示されており適切である。</p> <p>博士後期課程についても、3項目の修得すべき学習成果、その達成のための要件が明示された学位授与方針が設定されており適切である。また、コースワークおよびリサーチワークとして、特研演習を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行うとされ、学生に期待する学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成・実施方針が設定されている。</p> <p>教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、大学院入学案内・大学ウェブサイトに周知・公表されており適切である。教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性化として、新たに設置したFDカリキュラム委員会において見直し、その結果を研究科教授会で検討し、教授会から独立した質保証委員会で検証しており、多角的な視点から検証できる体制を整えている。</p>
--

②教育課程・教育内容に関すること (3.3)

<p>法学研究科修士課程において、コースワーク科目として「法律学原典研究」および「特殊講義」の科目群を設け、外国法研究能力の向上と各専門分野の基礎の確認・専門知識の獲得等を図っている。また、リサーチワーク科目として、「演習」および「論文指導」を開講して研究の深化を図る教育が行われている。また、論文指導は、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教員が論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。修士課程においては、コースワーク、リサーチワークが組み合わせられた適切な教育が行われている。一方、博士後期課程においても、コースワーク科目として「特殊研究」を開講、リサーチワーク科目として「特研演習」を開講しており、授業科目が単位化され、かつコースワーク、リサーチワークを組み合わせられた教育が行われている。</p> <p>また、専門分野の高度化に対応した教育内容の提供については、学会・研究会等に参加し、その内容を担当科目に反映させる適切な方策が取られている。また、大学院教育のグローバル化については、外国書講読(「法律学原典講読」)を開</p>

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

講するなど、グローバル化推進のための多くの取り組みが行われており、適切である。

③教育方法に関すること (3.4)

法学研究科では院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導がされている。また、ガイドライン型の「高度職業人養成コース」においては、業種ごとに履修モデルを示し、また、新入生オリエンテーションに際して、研究科長より、修了要件について大学院要項・大学院講義概要に基づき説明をすることで、学位取得までのフローを把握してもらえるよう努めている。一方で、研究指導計画については、個別の科目のシラバスとは別に、研究科として大学院要項等に記載し、大学院生が学位取得までの流れを把握できるよう書面として作成されていることが望まれる。シラバスが適切に作成されているか、また授業がシラバスに沿って行われているかについては、FDカリキュラム委員会で議論し、検証されており適切である。

④学習成果・教育改善に関すること (3.5～3.7)

法学研究科では、シラバスに成績評価方法が明示され、問題が生じた場合、FDカリキュラム委員会や研究科教授会が開催され、検討がなされているため、単位認定の適切性が確認されている。また、2017年度に「リサーチペーパー」を含めた法学研究科の学位審査基準が策定され、これを大学院棟の掲示板に掲示公開しており、学生が審査基準を知ることができる状態となっている。学位授与状況（学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等）については、教授会で把握している。学位水準を保つための取り組みについては、学位論文審査が論文審査・口述審査によって実施され、審査結果は、研究科教授会において審議されている。修士の学位授与に関しては、学位規則に基づき、審査等を行っている。また、審査を担当する主査1名と副査2名のうち1名に必ず研究科長（専攻主任）又は専攻副主任が入ることにより、全体としての審査の整合性・公正性を担保していることは評価できる。学籍異動の状況は、研究科教授会にて審議事項とされており、修了生の就職・進路状況については、キャリアセンターに報告されているので情報把握の点から適切である。分野の特性に応じた学習成果を測定・評価するための指標の適切な設定については、学野の特性に応じた学習成果の測定と評価を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っており適切である。学習成果については、修論審査結果報告の際に教授会メンバーに情報が共有され、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証が行われており適切である。また、研究科教授会において、授業改善アンケートの結果をふまえ、授業における院生の取組や習熟度、学位論文執筆状況などの情報も共有しながら、改善方策が審議され、アンケート結果の組織的な利用がなされているため適切である。

4 学生の受け入れ

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

4.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

【学生の受け入れ方針】

法学研究科では、以下のような人材を受け入れる。

< 修士課程 >

1. 条文の解釈や判例の読み方といった法技術的な知識を身につけている。
2. 研究の基礎となる法学の体系的・専門的な知識を身につけている。
3. 法の内容それ自体に対する批判的な見方を可能にするような多角的観点から分析する能力と柔軟な思考力を修得している。
4. 身につけた知識と修得した分析能力・思考力を活用して、法的な問題の妥当な解決を図ることができるリーガルマインドを備えている。
5. 外国人留学生の場合、日常会話が可能な日本語能力と日本の法律制度に対する基本的な知識を修得している。

< 博士後期課程 >

5. 修士課程の1から5に加え、日本法および外国法につき高度な研究能力を備えている。

- 修士課程の一般入試、学科内入試、社会人入試では、専門科目の試験によって、法律の解釈・適用能力を評価し、英語の試験を通して、語学力を評価し、さらに、口述試験によって法律の解釈・適用能力と議論を展開する能力を評価する。また、外国人入試では、専門科目試験と面接により日本の法律制度に対する基本的な知識を評価し、日本語科

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

目の試験と口述試験により日本語能力を評価する。

- 博士後期課程の入試では、専門科目試験および外国語科目試験、口述試験、修士論文の内容を通して研究能力を評価する。

①求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を設定していますか。

はい いいえ

4.2 学生の受け入れ方針に基づき学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や体制をどのように適切に整備していますか。また、入学者選抜をどのように公正に実施していますか。

S A B

(～400字程度まで) ※取り組み概要を記入。

学生募集及び入学者選抜の制度・体制に関しては研究科教授会で議論し整備を進めており、入試要項のチェックや進学相談会についても、研究科長を中心に教授会全体で対応している。

入学者選抜に関しては、①語学科目及び専門科目については研究科教授会構成員が責任を持って出題及び採点を行い、研究科教授会構成員全員をもって構成される判定会議において結果を審議・承認している。また、②口述試験においては、3名以上の専任教員でもってこれを行い(うち1名には研究科長(専攻主任)又は副主任が入ることにより、口述試験の全体としての整合性・公正性を担保している)、やはり判定会議において結果を審議・承認する体制をとっている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

4.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行なうとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①定員の超過・未充足に適切に対応していますか。

はい いいえ

(～200字程度まで) ※入学定員・収容定員の充足状況をどのように捉えているかを記入。

法学研究科では、定員未充足の状況に対処するため、2015年度に入試改革を実施し、外国人入試と研修生の併願等の措置を導入した。この改革以降、一定の成果を得てきたところである。そして、2017年度入試においてもこれが確認できる。しかし、2018年度の修士課程入試では、受験者数こそ微減であったものの、入学者はほぼ半減した(修士課程不合格者のうち3名が研修生として入学した)。入学試験において求める日本語能力のレベルを高く設定していることに、その要因の一端がある。一定のレベルを維持しつつも、受験者の約8割占めている外国人受験者を適切に受け入れるための方策について、FDカリキュラム委員会で議論を開始している。

一方、2017年度の博士課程の入試では、1名が入学した。さらに、2018年度の博士課程入試では、新たに3名の入学者を迎えることとなり、定員充足率も0.60となった。改善傾向を示すデータである。この傾向を継続させるため、近年増加傾向にある学び直しを指向する社会人の受験者を適切に受け入れるための入試制度導入の検討を開始している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

定員充足率(2013～2017年度)

(各年度5月1日現在)

【修士・研究科合計】

種別\年度	2013	2014	2015	2016	2017	5年平均
入学定員	20名	20名	20名	20名	20名	
入学者数	7名	3名	7名	3名	7名	
入学定員充足率	0.35	0.15	0.35	0.15	0.35	0.27
収容定員	40名	40名	40名	40名	40名	
在籍学生数	13名	13名	13名	12名	13名	
収容定員充足率	0.33	0.33	0.33	0.30	0.33	0.32

【博士・研究科合計】

種別\年度	2013	2014	2015	2016	2017	5年平均
入学定員	5名	5名	5名	5名	5名	
入学者数	0名	2名	1名	1名	1名	
入学定員充足率	0.00	0.40	0.20	0.20	0.20	0.20
収容定員	15名	15名	15名	15名	15名	
在籍学生数	2名	5名	4名	5名	6名	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

収容定員充足率	0.13	0.33	0.27	0.33	0.40	0.29
---------	------	------	------	------	------	------

※1 定員充足率における大学基準協会提言指針

【対象】大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率

【定員超過の場合の提言指針】※改善勧告なし

提言	努力課題
修士・博士共通	2.00 以上

【定員未充足の場合の提言指針】※改善勧告なし

提言	努力課題
修士	0.5 未満
博士	0.33 未満

4.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

①学生募集および入学者選抜の結果について検証を行ない、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。

S A B

(～400 字程度) ※検証体制および検証方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。

法学研究科では、研究科教授会において、入試ごとに受験生の動向、試験科目の適切さ、判定基準などについて議論をして、検証を行っている。

2017 年度以降、①外国人受験者について、一定の日本語能力のレベルを維持しつつ、適切に受け入れるための方策、および、②学び直しを指向する社会人を適切に取り込まれるような入試制度導入、の二点について検討に着手している。

【2017 年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。

①外国人受験者について、一定の日本語能力のレベルを維持しつつ、適切に受け入れるための方策、および、②学び直しを指向する社会人を適切に取り込まれるような入試制度導入についての検討に着手している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
<ul style="list-style-type: none"> 外国人入試と研修生の併願等の措置がなされ、外国人の入試制度を多様化している。 外国人受験者について、一定の日本語能力のレベルを維持しつつ、適切に受け入れるための方策について検討を開始している。 学び直しを指向する社会人を適切に取り込まれるような入試制度導入の検討に着手している。 	4.3①

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科修士課程においては、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を示した 5 項目の学生の受け入れ方針、博士後期課程においては、これらに加え日本法および外国法につき高度な研究能力を備えていることが要件として明示されている。学生の受け入れ方針に基づき、修士課程では学生募集および入学者選抜において、専門科目および口述試験、博士後期課程では、専門科目試験および外国語科目試験、口述試験および修士論文の内容を通して研究能力を評価され、入学者選抜が公正に実施されており適切である。また、定員未充足の状況に対処するため、レベルを維持し、受験者の大半を占めている外国人受験者を適切に受け入れるための方策について、FD カリキュラム委員会で議論が開始されており適切な対応がなされている。2018 年度入試において、修士課程においては入学者が半減したものの、博士課程後期では 3 名の入学者があり、改善傾向を示していることは評価できる。学生募集および入学者選抜の結果については、研究科教授会で議論・検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが行われているため適切である。また、近年増加傾向にある学び直しを指向する社会人の受験者を受け入れ、入試制度導入の検討を開始しており、その検討結果

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

に期待したい。

5 教員・教員組織

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

5.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

【求める教員像および教員組織の編制方針】(2011年度自己点検・評価報告書より)

法学研究科の目的を見据えて、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを確実に実施するうえで、学生と並んで教員が最も肝要な主体である。本研究科の教員は、そのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて教育に当たることが要請される。本研究科での教育・研究は学部の専任教員の兼担によって行なわれることが通例である。マンツーマン方式による論文指導など院生のニーズに対応できるきめの細かい個別指導の一層の充実を図る。

①採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていますか。

はい いいえ

【根拠資料】※教員に求める能力・資質等を明らかにしている規程・内規等の名称を記入。

・法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規

②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在をどのように明示していますか。

【研究科執行部の構成、研究科内の基幹委員会の名称・役割、責任体制】※箇条書きで記入。

- ・研究科の長として研究科長を置き、研究科長が専攻主任を兼務する。また、必要に応じて、専攻主任が専攻副主任を任命することにより、研究科執行部が構成されている。
- ・基幹委員会として、質保証委員会とFDカリキュラム委員会が設置されている。2017年度から、質保証委員会を研究科教授会から独立したものと組織し、質保証の態勢を強化した。また、2018年度からは従来のカリキュラム委員会を改組し、FDカリキュラム委員会を組織した。これにより、法学研究科の課題について、カリキュラム内容だけではなく、FDの観点からも多角的に検証する態勢を整えた。
- ・組織的な教育の実施に関する責任は、研究科教授会が担い、各教員の役割分担・責任については、教授会において確認されている。

【明示方法】※箇条書きで記入。

・年度はじめの研究科教授会で、それぞれの役割を確認し共有している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

5.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

①研究科(専攻)のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。

はい いいえ

(~400字程度まで) ※教員像および教員組織の編制方針、カリキュラムとの整合性、国際性、男女比等の観点から教員組織の概要を記入。

法学研究科の専任教員は、法学部に所属しており、教員組織の編成方針は法学部の編成方針に従う。人事に際しては、法学研究科における科目の担当も予定して議論がされ、教育上及び研究上の業績を有し、その担当する専門分野について高度の研究指導能力があると認められるかが考慮されている。法学研究科では、幅広い分野にわたり体系的に豊富な専門科目を設置し、また、個別の論文指導を目的とした科目も揃えているところ、専任教員が開講科目の相当数を担当している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・大学院ウェブサイト教員紹介

(http://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyuka/hou/hou_senka/kyoin_message.html)

2017年度教員数一覧

(2017年5月1日現在)

研究科・専攻 ・課程	研究指導 教員数	うち教授数	設置基準上必要教員数	
			研究指導 教員数	うち教授数
修士	27	25	5	4
博士	27	25	5	4

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

研究科計	54	50	10	8
------	----	----	----	---

研究指導教員 1人あたりの学生数：修士 0.48 人、博士 0.22 人

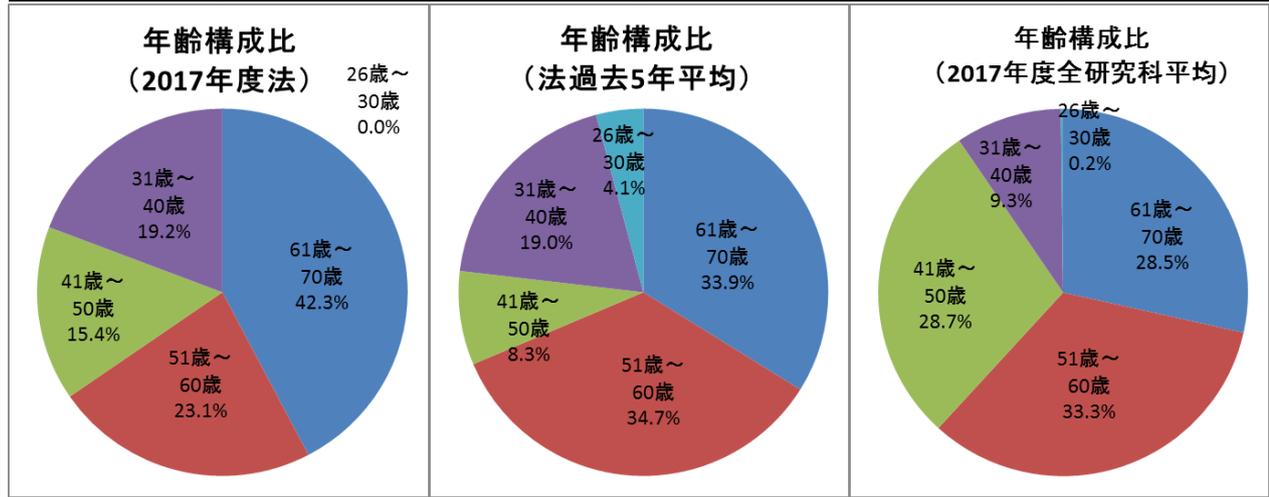
②特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していますか。 はい いいえ

【特記事項】（～200 字程度まで）※ない場合は「特になし」と記入。
年齢構成の偏りに関しては、長期的観点に立ちつつ引き続き対応していきたい。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。
・特になし

年齢構成一覧 (2017 年 5 月 1 日現在)

年度\年齢	26～30 歳	31～40 歳	41～50 歳	51～60 歳	61～70 歳
2017	0 人 0.0%	5 人 19.2%	4 人 15.4%	6 人 23.1%	11 人 42.3%



5.3 教員の募集・採用・昇任等を適切に行っているか。

①大学院担当教員に関する各種規程は整備されていますか。 はい いいえ

【根拠資料】 ※大学院担当教員に関する規程・内規等の名称を簡条書きで記入。
・法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規

②規程の運用は適切に行われていますか。 はい いいえ

【教員の募集・任免・昇格に関する学部教授会との連携体制】 ※教員の募集・任免・昇格に関し、学部教授会とどのような連携が行われているか概要を簡条書きで記入。
・法学研究科では、教員の募集・任免・昇格について、法学部の内規に準拠して運用している。法学研究科の専任教員は法学部法律学科の専任教員であり、学部での教員募集・選考時に大学院の担当も併せて検討され、適切に運用されている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。
・特になし

5.4 教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。

①研究科（専攻）内のFD活動は適切に行われていますか。 S A B

【FD活動を行うための体制】 ※簡条書きで記入。
・2017 年度までは下記のように FD 活動を展開した。
・「学生による授業改善アンケート」を実施しており、そこで高い評価を維持するよう研究科教授会で結果を共有しつつ議論している。
・カリキュラム委員会を、2017 年度は計 2 回開催し、新カリキュラム実施のための作業を行った。
・2018 年度には、これまでの懸案であった FD 委員会の設置に対応し、カリキュラム委員会を FD カリキュラム委員会にあらため、FD 活動を展開する制度的枠組みを構築した。

【2017 年度のFD活動の実績（開催日、場所、テーマ、内容（概要）、参加人数等）】 ※簡条書きで記入。
・第 1 回：2017 年 6 月 5 日 80 年館角会議室 テーマ：今年度の検討事項の確認
①特に研修生について、入管法との関係で要求される週 7 コマ受講との関係で、学部講義をこれに算入できるような方策を検討すべき旨、また②2018 年度からの 100 分授業への対応（シラバス等）が必要になる旨、確認・議論を行った。

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。
※注 2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

参加人数：7名

・第2回：2018年3月12日 80年館角会議室 テーマ：検討事項に関する意見の集約

①研修生の授業に関しては、学部講義の聴講により7コマ（2018年度からは6コマ）にカウントできる制度が事実上運用されていることを研究科長が確認した旨を紹介し、こちらの活用を各分野をお願いした。他方、日本語教育に特化した新規科目の開講に関しては、引き続き検討すべき事項として次年度に申し送ることとなった。

②100分授業への対応等に関しては、対応済みであることが確認された（研究科長がかなり詳細にシラバスの第三者チェックを実施した）。

③新カリキュラムに関しては、どの科目とどの科目が合同開講になる・ならないといった点の検討を行った。

参加人数：10名

【2017年度に改善された事項および新規取り組み事項等】 ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

・2018年度にカリキュラム委員会を改組し、FDカリキュラム委員会を新たに発足させた。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・法学研究科教授会議事録

②研究活動を活性化するための方策を講じていますか。

S A B

【研究活動活性化の取り組み】 ※箇条書きで記入。

・学部教授会において決定した方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って、研究成果の公表や業績に関する情報公開を促している。

・法学部のルールに基づき、国内外における研究・研修の機会が確保されている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・<https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html>（法学志林）

・<http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>（学術研究データベース）

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
FDカリキュラム委員会を発足させ、多角的な視点から法学研究科の課題を検証する態勢が整っている。	5.4①

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科では、採用・昇格の基準等において、教育上および研究上の業績を有し、その担当する専門分野について高度の研究指導能力があると認められるかが考慮されている。また、教員に求める能力・資質等が明らかにされており適切である。研究科長を中心とした執行部体制が構成され、かつ基幹委員会として、質保証委員会とFDカリキュラム委員会が設置されており、役割分担・責任の所在の点から十分な組織的体制が整っている。研究科においては、カリキュラムにふさわしい教員組織が備えられている。また、教員構成は、教員の年齢に著しく偏りがなく配慮されているが、61歳以上の教員の割合が高く、今後の改善を期待したい。大学院担当教員に関する各種規程は整備されている。

各種規程の運用については、学部と連携しながら適切に行われている。研究科内のFD活動については、2018年度からはカリキュラム委員会を改組し、FDカリキュラム委員会が組織された。これにより、多角的に検証する態勢を整えられ、研究成果の公表や業績に関する情報公開など研究活動を活性化するための方策が打ち出されていくことに期待したい。

6 学生支援

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

6.1 学生支援に関する大学としての方針に基づきとしての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

①研究科（専攻）として外国人留学生への修学支援について適切に対応していますか。

S A B

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

(～400字程度まで) ※外国人留学生への修学支援に関する取り組みの概要を記入。

法学研究科では、入学時の新入生オリエンテーションにおいて、日本人の学生とともに外国人留学生にも役立つ研究上の注意事項や基本的な技術の習得に関する情報を提供している。

また、院生の上級生からもガイダンスを行い、大学院における生活一般にかかわる情報を提供し、とりわけ大学院チューター制度への申込みを強く推奨している。大学院チューターによる外国人留学生への支援は、日本語指導、研究に必要な情報収集の方法の指導及び生活一般の相談など、重要な役割を果たしている。さらに、指導教員が個別に外国人留学生に科目の履修や研究について指導を行っている。

2017年度から大学院全体に導入された日本語チューター相談室に関して、入学時の新入生オリエンテーションで説明している。

なお、日本語能力が不十分で、法情報のリサーチにも不案内な研修生向けの講座の開講の検討にはいつている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

②研究科(専攻)として学生の生活相談に組織的に対応していますか。

S A B

(～400字程度まで) ※学生の生活相談に関する取り組みの概要を記入。

オリエンテーションの折に生活相談等にあたる相談室の紹介をしている。また、窓口として指導教員が対応し場合によっては相談室に行くよう助言している。あるいは、必要に応じて、研究科長が窓口となって対応することとなっている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
<ul style="list-style-type: none">・研究科長と現役大学院生が協同して新入生オリエンテーションを実施し、新入生の修学上の不安解消に努めるとともに、研究上の助言を行っている。・増加する外国人留学生に対応するために、日本語能力が不十分で法情報のリサーチにも不案内な研修生向けの講座の開講を検討している。	6.1①

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科の外国人留学生への修学支援については、新入生オリエンテーションにおいて、外国人留学生にも役立つ研究上の注意事項や基本的な技術の修得に関する情報を提供しており適切な対応がなされている。学生の生活相談として、大学院チューター制度への申込みを強く推奨している。また、大学院チューターによる外国人留学生への支援は、日本語指導、研究に必要な情報収集の方法の指導および生活一般の相談など、重要な役割を果たしている。さらに、指導教員が個別に外国人留学生に科目の履修や研究についての指導がなされている。以上のように、学生の生活相談に組織的に対応がなされており適切である。また、増加する外国人留学生に対応するために、日本語能力が不十分で法情報のリサーチにも不案内な研修生向けの講座の開講が検討されており、その成果が期待される。

7 教育研究等環境

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

7.1 教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

①ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、技術スタッフなどの教育研究支援体制はどのようになっていますか。

S A B

(～400字程度まで) ※教育研究支援体制の概要を記入。

大学院にて外国人大学院生に対する院生によるTA制度(大学院チューター制度)が用意されている。また、2017年度からは、外国人大学院生向けに大学院に設けられたチューター日本語相談室の利用促進も図っている。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

法学部資料室を大学院生にも開放し、資料室内にある外国法データベース利用に関する講習会を大学院生に対して開催するなどして、支援している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・大学院生チューター制度
(<http://www.hosei.ac.jp/gs/gakusei/tutor/index.html>)
- ・チューター日本語相談室
(http://www.hosei.ac.jp/gs/gakusei/tutor_nihongo/index.html)

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科の教育研究支援体制の整備については、外国人大学院生に対する院生による TA 制度(大学院チューター制度)が用意されている。また、2017 年度からは、外国人大学院生向けに大学院に設けられたチューター日本語相談室の利用促進も図っており適切である。法学部資料室を大学院生にも開放し、資料室内にある外国法データベース利用に関する講習会を大学院生に対して開催している点は特に評価に値する。

8 社会連携・社会貢献

【2018 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

8.1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

①学外組織との連携協力による教育研究の推進に関する取り組み及び社会貢献活動を行っているか。	S <input checked="" type="checkbox"/> A B
---	---

(～400 字程度まで) ※取り組み概要を記入。

社会連携・社会貢献は、所属する専任教員による豊富な研究活動の一環として、鋭意取り組まれている。その一部は、ボアソナード記念現代法研究所の研究プロジェクトとして活動しており、学外の研究者等との連携のもとになされている。また、社会連携、社会貢献に資する新規プロジェクト等の公募情報については、研究科教授会で情報が共有されている。教育研究成果は、「法学志林」を通じて公表することができるため、社会への還元が可能となっている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・ボアソナード記念現代法研究所・研究プロジェクト
(<http://gendai-hou.ws.hosei.ac.jp/project17.htm>)
- ・法学志林について
(<http://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html>)

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・ボアソナード記念現代法研究所とも連携しながら、社会連携・社会貢献がなされている。	8.1①

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

【この基準の大学評価】

法学研究科の社会連携・社会貢献としては、所属する専任教員による豊富な研究活動の一環として、鋭意取り組まれている。その一部は、学外の研究者等との連携のもとボアソナード記念現代法研究所の研究プロジェクトとして活動しており、評価される。また、教育研究成果を「法學志林」として公表し、社会への還元が行われている。それらは学内外組織との連携協力による教育研究の推進に関する取り組みおよび社会貢献活動として高く評価できる。

9 大学運営・財務

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

9.1 方針に基づき、学長をはじめとする所要の役職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

①研究科長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限や責任を明確にした規程を整備し、規程に則った運営が行われていますか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
---	--

(～200字程度まで) ※概要を記入。

大学院学則6条に基づいて、研究科教授会が一定の事項を審議するために設置されるとともに、専攻主任が研究科長を兼務し、研究科長が研究科に関する公務を掌ることとされている。法学研究科はその大学院学則に則って運営が行われている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・大学院学則

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科では、大学院学則に基づいて、研究科教授会が一定の事項を審議するために設置されるとともに、研究科長をはじめとする所要の職が置かれ、研究科長が研究科に関する公務を掌ることとされている。また、これらの権限や責任を明確にした規程を整備し、規程に則った運営が行われており適切である。

III 2018年度中期・年度目標

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。
	年度目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築の検討をする中で、その妥当性の検証を行う。
	達成指標	FDカリキュラム委員会で外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築の検討する際に、少なくとも1回は理念・目的との整合性を検討する。
2	評価基準	内部質保証
	中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。
	年度目標	質保証委員会の課題について確認する。
	達成指標	法学研究科長が、2017年度質保証委員会委員長にヒアリングを実施して質保証委員会の課題を聴取し、これを法学研究科教授会で共有する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S:さらに改善した、A:従来通り、B:改善していない」を意味する。

	年度目標	外国人留学生および社会人向け入試制度改革について、FD カリキュラム委員会および研究科教授会で議論する。
	達成指標	FD カリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会で確認する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。
	年度目標	外国人向け日本語法文学文献講読科目等の導入について、FD カリキュラム委員会で検討する。
	達成指標	FD カリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の結論を得る。
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
5	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。
	年度目標	本学と同様に外国人留学生および社会人向けカリキュラムを有する他研究科および他大学院の制度の状況を把握する。
	達成指標	FD カリキュラム委員会を年4回以上開催して、他研究科・他大学院の制度との比較検討をする。
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。
	年度目標	外国人留学生および社会人向け入試制度のあり方について、FD カリキュラム委員会および研究科教授会で議論する。
	達成指標	FD カリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会で確認する。
No	評価基準	教員・教員組織
7	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、それに必要な教員側の体制について検討する。
	年度目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラムに必要な教員像について議論する。
	達成指標	FD カリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会で確認する。
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	大学院生の生活支援のあり方について検討する。
	年度目標	法学研究科に所属する大学院生の代表である専攻委員長と会談の機会を持ち、大学院生のニーズを把握する。
	達成指標	専攻委員長との面談内容をまとめ、法学研究科教授会内で共有する。
No	評価基準	社会貢献・社会連携
9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献の方策を検討する。
	年度目標	社会貢献に関する他研究科および他大学院の実例を調査する。
	達成指標	研究科長が、他研究科および他大学院の動向を調査し、これを研究科教授会で共有する。
【重点目標】 外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を最も重視する。あわせて、必要な現行入試制度の見直し作業も行う。研究科長とFD カリキュラム委員長による連携のもと、FD カリキュラム委員会における議論を活発に行うことによって、目標達成を担保させる。		

【2018年度中期・年度目標の大学評価】

<p>理念・目的に関する目標について、FD カリキュラム委員会で外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を検討する際に、理念・目的との整合性を踏らした達成指標は評価できる。2017年度に研究科教授会から独立した質保証委員会が新たに設置されたが、この質保証体制を実効的に機能させるために必要な課題を検討するとして中期目標は、初動体制の確立という意味で適切である。今後は明確な目標が設定され、より機能的な質保証体制が確立されることを期待したい。一方、教育課程・学習成果に関しては、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を中期目標とし、教育方法・学習成果においても具体的な目標が設定されたことは評価できる。</p>

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S: さらに改善した、A: 従来通り、B: 改善していない」を意味する。

また、学生の受け入れについては、外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論および現行入試制度の見直しを進めるとの具体的な目標が設定され、それに伴う教員組織の体制も検討するとして目標設定も適切である。学生支援、社会貢献および社会連携については、専攻委員長との面談内容をまとめ、法学研究科教授会内で共有するとして指標も適切である。

【大学評価総評】

法学研究科の教育課程の編成・実施方針については、コースワーク科目・リサーチワーク科目の設置、ガイドラインとしての3つのコースが提示され、これらが組み合わされた実効的な教育が行われている。また、昨年度、研究科として、教授会から独立した質保証委員会が設置されたことは大いに評価される。今後は、この質保証委員会が実質的に機能し、PDCA サイクルを中心に研究科が運営されることが期待される。また、研究科のFD活動をカリキュラムと連動させたFDカリキュラム委員会を設置した点も評価される。これらの活動が実質的にカリキュラムに反映される機能的な委員会となり、他の研究科への導入を勧めることのできる体制が構築されることを期待したい。一方で、昨年度にも指摘されていたが、大学院生の研究指導計画については、大学院生が学位取得までの流れを把握できる計画書が作成され、大学院生に提示されていることが求められている。研究科として指導計画書の作成が望まれる。また、大学院生の多くを占める留学生への支援体制が構築されていることも評価できるが、これらの成果の一つとして、定員充足率の向上が望まれるところである。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。